

◆ 紋別市子ども・子育て会議の役割について ◆

市は、「子ども・子育て支援法」に掲げられている「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第1義的責任を有する」との基本認識の下、また、現に子育てを行っている保護者の方や幼稚園、保育所や子育て支援に携わる関係者の意見を取り入れることで、紋別に合った計画づくりを進めるために、「紋別市子ども・子育て会議条例」を制定しました。

1 紋別市子ども・子育て会議の趣旨・目的（役割）

(1) 子ども・子育て会議の位置付け

紋別市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置します。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）
2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(2) 子ども・子育て会議の設置主旨・目的

紋別市子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映させます。

また、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、紋別市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による、子ども・子育て会議の役割】

- ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- ②特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- ③子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【①②の「利用定員」について】

例えば、保育所などに入ることができない待機児童が増えた状況などに対応して、市が計画に基づき、新たに施設の受入枠を増やす場合、施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。利用定員が決められた施設に対しては、保護者に代わり公費としての「給付費」などが支給されることとなります。

【④の「必要な事項及び当該事業の実施状況を調査審議すること」について】

子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期として継続的に策定されます。市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、

評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められています。

また、調査審議の内容として、次のことが国から示されています。

- 計画の需給バランスが適切か（需要が過剰に見積もられていないか、不足していないか）
- 費用の使途実績調査や事業の点検評価（運営や自己評価の適切性の確認など）
- 計画について見直すべき部分がないか など

2. 紋別市子ども・子育て会議の進め方

(1) 主な審議事項

紋別市子ども・子育て会議における主な審議事項は、次のとおりです。

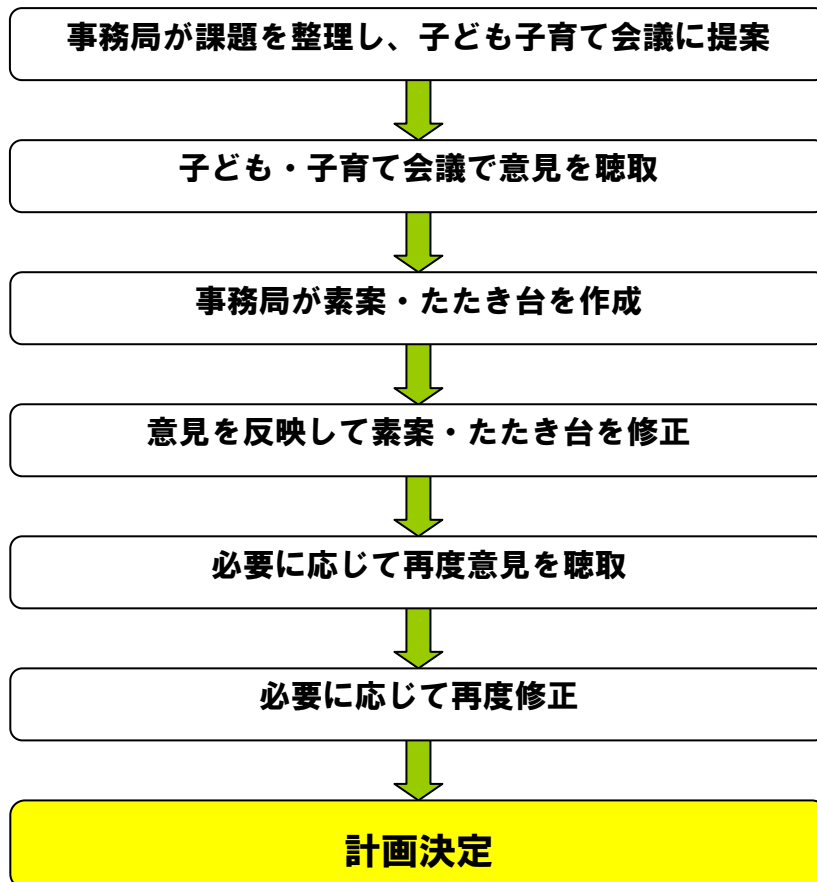
- ・子ども・子育て支援事業計画（ニーズ調査を含む）
- ・給付対象施設の利用定員
- ・その他、新制度の施行準備にあたり紋別市が決定すべき重要事項

これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等については、必要に応じて事務局から報告します。

(2) 審議の進め方

審議事項については、事務局が課題や素案・たたき台を提示して会議で、ご意見を聴き、その内容を反映します。

《 審議の進め方のイメージ 》



紋別市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、紋別市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出さ

れていないときは、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。